

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
科土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

香港の印紙税と費用

1. 印紙税を納付すべき書類

「印紙税条例」(香港法例第 117 章)により、印紙税の主な課税文書は以下の通りです。

- (1) 不動産譲渡契約書
- (2) 不動産売買契約書
- (3) 不動産賃貸借契約書
- (4) 株式譲渡契約書

2. 印紙を貼り付ける方法

2.1 伝統的な方法: 文書の正本に印紙を貼り付ける

自ら香港税務署の印紙税を担当する窓へ行って文書の正本及び関連書類を提出し、申請を上げます。当該方法は全種類の文書に適用されます(不動産及び株式譲渡に関する文書を含む)。また、賃貸借契約書を郵便で提出することもできます。香港税務署は申請の文書、関連書類及び印紙税金を受け取った後、印紙証明書(stamp certificate)を発行し、又は当該文書の正本に印紙を貼り付けます。

2.2 書面で印紙を申請する: 書類正本を提出せずに印紙の貼り付けを申請する

書面で印紙を申請する場合、香港税務署の印紙税を担当する窓に申請フォームを提出する必要があります。売買契約書、リース契約書(assignment)及び賃貸借契約書の正本の提出は不要です(印紙税を計算するに必要な書類及び印紙税の免除、減免や返金などに関する書類のみを提出する)。賃貸借契約書を郵便で提出することもできます。

2.3 電子印紙税サービス

24 時間電子印紙税サービスを利用して印紙の貼り付けを申請することができます。電子印紙税サービスは以下の文書に適用されます。

(1) 不動産

- (i) 初めて印紙を貼り付ける売買契約書又はリース契約書(買手が 4 人以下の場合)
- (ii) 納税猶予が認められた印紙税
- (iii) 更新の売買契約書又はリース契約書

(iii) 賃貸料が支払済みの賃貸借契約書(所有者及び居住者がそれぞれ4人以下の場合)

(2) 株式

売買契約書又は譲渡契約書(譲渡人及び譲受人がそれぞれ4人を超えない場合)

3. 必要な書類

香港において、印紙の貼り付けを申請するには以下の書類を提出する必要があります。

項目	必要な書類
香港の(非上場企業の)株式譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証済株式売買契約書の副本 ・ 譲渡人たる企業の定款細則又は直近の提出された年次申告書の副本 ・ 譲渡人たる企業が増資しましたが、定款細則を変更しなく、又は年次申告書を提出しない場合、直近の株式割当申告書(フォーム NSC1)の副本を提供する必要がある ・ 譲渡人たる企業は所在する企業グループ(支店、子会社などを含む)が不動産、不動産先買権、投資を取得した場合、指定される不動産リストフォームを記入する必要がある ・ 譲渡人たる企業が所在する企業グループの直近の監察済財務諸表(企業グループが連結財務諸表を有しない場合) ・ 譲渡人たる企業が所在する企業グループの直近の監察済財務諸表の期末日が譲渡日の6ヶ月前の場合、譲渡人たる企業のその期末日から譲渡日の3ヶ月前の日までの監察済財務諸表を提供する必要がある ・ 譲渡人たる企業が監察済財務諸表の期末日以降配当金を支払う場合、関連の監察済決議書を提供し、支払日を確認する必要がある ・ その他の関連データ及び書類
不動産売買	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買契約書又はリース契約書 ・ その他の関連データ及び書類
賃貸借	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸借契約書及びその他の賃貸を証明する書類(副本及びコピーを含む)

4. 香港の印紙費用

4.1 不動産

2016年11月5日から、従価印紙税第1標準税率は第1部税率及び第2部税率に分けられています。

第1標準第1部税率は2016年11月5日以降取得した住宅物件に関する契約書に適用され、当該税率は住宅物件の売買価格又は市場価格の高い額に対する15%です。

第1標準第2部税率は、2013年2月23日から2016年11月5日まで取得した住宅物件に関する契約書及び2013年2月23日以降取得した非住宅物件に関する契約書に適用されます。具体的な税率は下表の通りです。

売買価格又は市場価格の高い額		第1標準第2部税率
以上(香港ドル)	未満(香港ドル)	
	2,000,000	1.5%
2,000,000	2,176,470	30,000 香港ドル + 2,000,000 香港ドルを超える金額の20%
2,176,470	3,000,000	3%
3,000,000	3,290,330	90,000 香港ドル + 3,000,000 香港ドルを超える金額の20%
3,290,330	4,000,000	4.5%
4,000,000	4,428,580	180,000 香港ドル + 4,000,000 香港ドルを超える金額の20%
4,428,580	6,000,000	6%
6,000,000	6,720,000	360,000 香港ドル + 6,000,000 香港ドルを超える金額の20%
6,270,000	20,000,000	7.5%
20,000,000	21,739,130	1,500,000 香港ドル + 20,000,000 香港ドルを超える金額の20%
21,739,130		8.5%

2013年2月23日から2016年11月5日まで取得した住宅物件に関する契約書は、免除又はその他の規定が適用されない限り、第1標準第2部税率に従って従価印紙税が課税されます。但し、香港永久居民は自分の名義で住宅物件を購入する場合(その香港永久居民はその他の住宅物件又は駐車スペースを有しない)、当該住宅物件に関する印紙税が軽減でき、且つより低い税率で従価印紙税を計算します。具体的には下表の通りです。

売買価格又は市場価格の高い額		第 1 標準第 2 部税率
以上 (香港ドル)	未満 (香港ドル)	
	2,000,000	100 香港ドル
2,000,000	2,176,470	100 香港ドル + 2,000,000 香港ドルを超える金額の 10%
2,176,470	3,000,000	1.5%
3,000,000	3,290,330	45,000 香港ドル + 3,000,000 香港ドルを超える金額の 20%
3,290,330	4,000,000	2.25%
4,000,000	4,428,580	90,000 香港ドル + 4,000,000 香港ドルを超える金額の 20%
4,428,580	6,000,000	3%
6,000,000	6,720,000	180,000 香港ドル + 6,000,000 香港ドルを超える金額の 20%
6,270,000	20,000,000	3.75%
20,000,000	21,739,130	750,000 香港ドル + 20,000,000 香港ドルを超える金額の 20%
21,739,130		4.25%

2010 年 11 月 20 日以降、個人又は会社(設立地を問わず)の名義で 2010 年 11 月 20 日以降取得した住宅物件に対し、短期売買される場合、特別印紙税が課税されます。短期売買について、2010 年 11 月 20 日から 2012 年 10 月 27 日まで取得した住宅物件を 24 か月以内に売買する場合には特別印紙税を納付する必要がある、2012 年 10 月 27 日以降取得した住宅物件を 36 か月以内に売買する場合には特別印紙税を納付する必要があります。特別印紙税は、住宅物件の売買価格又は市場価格の高い額、及び売手又は譲渡人の住宅物件の保有期間によって計算します。

保有期間	2010 年 11 月 20 日から 2012 年 10 月 27 日まで取得した住宅物件の特別印紙税率	2012 年 10 月 27 日以降取得した住宅物件の特別印紙税率
6 ヶ月以内	15%	20%
6 ヶ月～12 ヶ月	10%	15%
12 ヶ月～24 ヶ月	5%	10%
24 ヶ月～36 ヶ月		10%

2012 年 10 月 27 日から、免除に適用されない限り、購入者印紙税は 2012 年 10 月 27 日以降取得した住宅物件に関する譲渡契約書及び売買契約書に適用されます。購入者印紙税額は住宅物件の売買価格又は市場価格の高い額に対し、税率 15%で計算します。

4.2 不動産賃貸借契約書

賃貸借契約書について、印紙税は賃貸期間によって課税されます。具体的には以下の通り。

賃貸期間		費用
賃貸期間が設定されていない 又は確定でない		年間賃貸料又は年間平均賃貸料の 0.25%(備考 1)
以上	未満	/
	1 年	賃貸期間内支払いべき賃貸料の 0.25%(備考 1)
1 年	3 年	年間賃貸料又は年間平均賃貸料の 0.5%(備考 1)
3 年		1 年間賃貸料又は年間平均賃貸料の 1%(備考 1)
賃貸期間内の 一括譲渡費用及び建設費等		代価の 4.25%(契約書によって賃貸料を支払う場合)。 さもなければ不動産売買契約書として課税される
副本及びコピー		1 件あたり 5 香港ドル

備考 1: 年間賃貸料、年間平均賃貸料及び賃貸料総額は百の位まで切り上げられます。

備考 2: 印紙税の計算には契約書に記載された全ての前払金が含まれません。

4.3 書香港株式譲渡

2001 年 9 月 1 日から、全ての香港株式の売却又は購入に対し、印紙税が契約書に記載された代価又は金額によって課税されます。具体的には下表の通りです。

書類	費用
香港株式の売却 又は購入に関する売買契約書	売買契約書に記載された代価又は金額の 0.1%
無償譲渡契約書	5 香港ドル + 株式価値の 0.2%
その他の契約書	5 香港ドル

データソース: 香港稅務署ウェブサイト

https://www.gov.hk/sc/residents/taxes/stamp/stamp_duty_rates.htm

https://www.ird.gov.hk/chs/pdf/sog_pn04b.pdf

<https://www.ird.gov.hk/chs/pdf/irsd120.pdf>

<https://www.ird.gov.hk/chs/pdf/irsd119.pdf>

<https://www.ird.gov.hk/chs/faq/avd.htm>

参考資料:

1. 「香港会社株式譲渡について」

<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/25.html>

2. 「香港会社設立パッケージ#HKLC05」

<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/29.html>

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com,

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

